

京都市告示第 1 2 1 号

道路法第 1 9 条第 1 項の規定により，地方公共団体の区域の境界に係る道路の管理について，平成 1 7 年 3 月 2 3 日に京都府との間に次のとおり協議が成立しましたので，同条第 5 項の規定に基づき，次のとおり協定の内容を告示します。

平成 1 7 年 4 月 1 日

京都市長 梶本 頼兼

1 協議道路及び管理者

路線名	区域	延長	管理者
一般国道 1 6 2 号 (深見ト ンネル)	起点 京都市右京区京北 上弓削町西丁子谷 6 番地 の 1 0 終点 京都府北桑田郡美 山町大字深見小字佐賀山 5 番地の 5	1 , 0 3 4 . 0 メー トル (京都市域 6 4 7 . 0 メートル , 京都府域 3 8 7 . 0 メートル)	京都府

2 京都市に属する区域における管理者の行う権限

道路法第 2 7 条第 2 項の規定に定めるものとする。

3 道路の占用料の徴収者及び帰属

京都市に属する区域における道路の占用料の徴収者及び当該道路占用料の帰属は，京都府とする。

(建設局道路部道路管理課)